

業者各位

## 機器の適正な管理について

1. 備品となる物品を納品する際は、可能な限り、納品書等に納品先部署名および納品場所（部屋名）を記載願います。
2. 100万円（税込）を超える備品を納品する際は、可能な限り、見積書又は請求書に定価を記載願います。
3. 薬機法で定められている医療機器を納品する際は、別紙「医療機器登録シート」を必ず提出ください。
4. 備品修理の際は、請求書等に本学資産番号を記載ください。

※備品：コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ及び10万円以上の物品

【問い合わせ先】

経理調達課調達担当

TEL：0172-39-5197